

平成 20 年 5 月 8 日

各 位

上場会社名	株式会社エディオン
代表者の役職氏名	代表取締役社長 久保 允誉
コード番号	2730 (東証・名証 各市場第一部)
問合せ先	取締役総務人事部長 藤川 誠
電話番号	06-6440-8712

内部統制システムの基本方針一部改定のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において決議いたしました内部統制システムの基本方針に関して、平成 20 年 5 月 8 日開催の取締役会において下記のとおり改定をいたしましたのでお知らせいたします（下線は改定部分を示しております）。

記

当社グループが掲げる「サービス型小売業」は、株主の皆様、お客様、地域社会、お取引先、従業員などの利害関係者（ステークホルダー）からいただく信頼の上に成り立つ地域密着型ビジネスモデルを目指すものです。

サービス型小売業として地域社会に受け容れられ、広くご愛顧をいただくために次の 3 つを事業運営の基本的な指針として位置付けております。

第一に、取締役・従業員のコンプライアンス（法令遵守）はもとより、地域社会のよき一員として、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた事業活動を行います。

第二に、ステークホルダー（とりわけ株主様）から見た経営施策の合理性・納得性と意思決定プロセスの透明性を確保するとともに、ステークホルダーに向けたアカウンタビリティ（説明責任）を十分に果たします。

第三に、迅速的確な意思決定、強力な業務執行のできるトップマネジメント体制づくり、現場情報とステークホルダーのご意見ご要望がタイムリーにトップマネジメントに達する社内コミュニケーション向上に努力致します。

当社グループでは、これらを合わせて内部統制の課題として認識し、以下の基本方針をもって内部統制システムの整備に努めて参ります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (1) エディオングループ倫理綱領の制定と周知

上記 3 つの基本的な事業運営指針を「エディオングループ倫理綱領」として成文化している（下記）。さらにこれを具体的に解説した「倫理・コンプライアンスマニュアル」、カード型パンフレット「倫理綱領カード」を制定し、取締役・従業員が法令・社会倫理の遵守に努める。

社長は経営方針発表会をはじめとする会議や研修において本綱領の理念を役員、従業員

員に直接伝えるよう努める。

エディオングループ倫理綱領

私たちエディオングループ役員、社員一同は、ここに「エディオングループ倫理綱領」を制定し、お客様に安心と信頼をいただくべく、その社会的責任を自覚し、法令と健全な社会慣習を遵守するとともに、高い倫理観と良識を踏まえて行動します。社長をはじめとする経営者は本綱領の精神を常に自らに問い、率先垂範と周知徹底に努め、これに反する事態に際しては問題解決と再発防止に全力で対応するとともに迅速な説明と厳正な対処を行います。

1. お客様に最高の満足と安心をご提供します
2. お客様本位の公正な競争を行います
3. お取引先様と透明な取引を行い、お互いの発展に努めます
4. お客様、お取引先様の個人情報、企業機密を厳正に取り扱います
5. 政治、行政等と健全かつ正常な関係を保ちます
6. 企業情報を適時適切に開示します
7. 環境問題に積極的に取り組みます
8. よき企業市民として地域社会との協調を図ります
9. 反社会的勢力とかかわりません
10. 働きやすい職場、社員の公平・公正な処遇と能力開発に努めます

(2) コンプライアンス統括責任者およびコンプライアンス委員会の設置

当社社長をコンプライアンス最高責任者とし、その指揮の下に、「コンプライアンス委員会」を設置し原則として毎月開催する。

コンプライアンス委員会は委員長を副社長兼管理統括本部長、事務局長を総務人事担当取締役とし、当社および各事業子会社の総務担当、人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、最高責任者経由で取締役会に報告するとともに、コンプライアンス強化施策の立案および遵守状況の点検を行う。また、必要に応じて顧問弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるコンプライアンスに関してアドバイスを受ける。

さらに、内部通報規程にもとづいてグループ各社のコンプライアンス事務局または弁護士事務所直結のホットライン(匿名可)を設置し、コンプライアンス違反の早期発見と再発防止に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報(文書および電磁的データ)の保存および管理は、取締役会で決定する文書管理規程にもとづき、総務担当取締役が責任者としてこれを行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社およびグループ各企業のリスクを総括的に管理する「リスク委員会」を設置するとともに、リスク管理規程を定め、リスクの種類毎に責任部署を定める。

リスク委員会は委員長を副社長兼管理統括本部長、事務局長を総務人事担当取締役とし、当社および各事業子会社の総務担当、人事担当、内部監査担当、その他関係する各部門から委員長が委員を指名し、常勤監査役も出席する。

リスク委員会は、リスクに関する重要な問題をグループ横断的に審議し、最高責任者経由で取締役会に答申または報告するとともに、リスク予防策、対応策の立案および管理状況の点検を行う。また、必要に応じて顧問弁護士事務所とも意見交換し、経営の意思決定や日常業務にかかわるリスクに関してアドバイスを受ける。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 事業計画の策定と迅速な進捗管理

当社およびグループ各企業は経営環境の見通しにもとづいて中期経営計画および年度事業計画を取締役会で審議決定する。営業部門、商品部門または管理部門を所管する取締役はこれらの計画にもとづいて具体的な部門施策とその効率的な実施に向けた業務遂行を指揮する。また、これらの事業計画の予算に対する実績は月次でシステムの集計管理し、各取締役および取締役会にすみやかに報告される。

(2) 経営会議による重要事項の機動的審議と情報共有

基本的に月2回開催する取締役会のほかに経営会議を設置し、重要案件を事前に機動的かつ十分に審議するとともに取締役相互の情報共有を図る。

経営会議は当社社長を議長とし、取締役、各事業会社の社長（取締役を兼務）、当社関係部長で構成され、基本的には毎週1回定期開催する。なお、取締役会および経営会議は、必要に応じてテレビ会議形式で機動的に開催する体制とする。

(3) 業務分掌・職務権限の明確化

期首または組織改編のつど各規程の見直しを行い、取締役および職制の決裁権限を常に明確にするとともに、経営環境や経営計画に応じて決裁権限の強化または委譲を行う。

(4) 社外アドバイザーの活用

弁護士事務所、会計事務所およびシンクタンク等の外部専門スタッフとの顧問契約などを行い、テーマに応じて取締役が業務執行に際してアドバイザーとして活用できる体制とする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社たる事業会社におけるコンプライアンス推進担当者任命

「エディオングループ倫理綱領」、「倫理・コンプライアンスマニュアル」および「倫理綱領カード」はグループ内事業会社すべてに適用・配布する。また、各事業会社総務・人事担当部長はコンプライアンス推進担当者として事業会社におけるコンプライアンスの指導・推進、相談およびコンプライアンス事務局との連絡を担当する。

また、事業会社各社におけるリスクマネジメントについてもコンプライアンスと同様の運用を行う。

(2) 子会社たる事業会社に対する内部監査

当社内部監査室は、グループ内事業会社各社を対象として内部監査を実施し、結果を当該事業会社社長および当社取締役会に報告する。

(3) 関係会社管理規程に基づくグループ経営の遂行

関係会社管理規程により、子会社たる事業会社の独自性を尊重しつつ、子会社の経営にかかる重要事項について当社取締役会等への定期的な報告を求めるとともに、特定の事項については当社の承認を必要とする旨規定して、子会社たる事業会社の経営を管理する。

(4) 総務人事部門連絡会議、コンプライアンス委員会、リスク委員会の実施

当社総務人事担当取締役を議長として総務人事部門連絡会議を毎月開催し、当社および子会社たる事業会社の総務人事担当部長の情報交換やグループ方針の確認等を行う。また、コンプライアンス委員会およびリスク委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理の状況を報告し合うとともに、法令改正等を踏まえた規程整備等についての情報共有とすりあわせを行う。

(5) 当社からの子会社たる事業会社に対する不当要求のチェック体制

コンプライアンス違反に相当する不当な取引要求または施策の命令は当社取締役会内および当社コンプライアンス体制に従って厳重にチェックされる。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職を補佐する使用人スタッフは、必要に応じて任命するものとし、当該人選については監査役会と協議し、取締役からの独立性を確保するよう人事的な配慮を行う。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する事項

監査役会に対して取締役および使用人の報告すべき事項は、法定の事項に加え、監査役会の決定する監査役会規程に規定する。基本的な項目は、当社およびグループ内事業会社各社の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況、リスク管理に関する重要事項および経営会議における審議事項とする。報告の方法等の運営事項についてはコンプライアンス委員会事務局長と監査役会の協議にもとづいて決定するものとする。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための事項

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、必要に応じて委員としてコンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または関係する使用人に説明を求めるものとする。

また、監査役会として当社の監査法人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。

9．財務報告の適正性を確保する体制

- (1) 当社およびグループ各企業は、財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、当該基本方針を順守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。
- (2) 当社およびグループ各企業は、財務報告の重要事項に虚偽記載が発生するリスクを管理し、低減・予防するための適切な体制の運用・整備・改善を行うとともに、各事業年度において財務報告の適正性を確保する体制を評価し、その結果を報告する。

10．反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- (1) 当社およびグループ各企業は、「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および同基本方針に基づき制定された「反社会的勢力による被害防止規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (2) 当社およびグループ各企業は、「反社会的勢力による被害防止規程」所定の業務を誠実に遂行し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の円滑な運用を確保する。
- (3) 内部監査室は、反社会的勢力との関係を遮断するための体制の運用を監査する。

以上